



46公局第753号  
昭和46年9月28日

各都道府県知事 殿

通商産業省公益事業局長

沖縄における免許試験及び免許資格の特例  
に関する暫定措置法の施行に伴う通商産業  
省関係の特例に関する省令(昭和44年6  
月23日通商産業省令第54号)第10条  
第1項第2号に規定する書面について

上記の件について、沖縄における免許試験及び免許資格の特例  
に関する暫定措置法第19条第1項の規定に基づき、琉球政府が  
行なう講習(昭和46年9月6日から同年9月11日までの期間)  
で通商産業大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、別紙  
様式による講習修了証が行政主席 屋良朝苗から交付されたので、  
本件に係る電気工事士免状交付申請に際しては、よろしくお願い  
します。

なお、関係法令(抄)を添付しますので、参照して下さい。

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する  
暫定措置法(抄)

(昭和四十四年六月二十一日  
法律第四十七号)

(電気工事法に関する特例)

第十九条 都道府県知事は、電気工事法(昭和三十五年法律第百三十九号)第四条

第二項の規定にかかわらず、沖縄の電気事業に関する法令の規定による電気工事に従事する者の免許を受けている者のうち、琉球政府が行なう講習で通商産業大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、同条第一項の電気工事士免許を交付する  
ことが出来る。

2 都道府県知事は、電気工事法第四条第三項各号の一に該当する者のほか、沖縄の電気事業に関する法令の規定により電気工事の業務の停止の処分を受けている者に対しては、前項の規定による電気工事士免許の交付を行なわなければならないことが出来る。

# 電気工事士免状交付申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名

生年月日

年

月

日

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う通商産業省関係の特例に関する省令第10条の規定により電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

沖縄における電気工事 人免許証の番号および 免許年月日	
講習の修了年月日	
※ 受付 欄	※ 経過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 ※印欄には記入しないこと。

四 戸籍抄本

二枚

三 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルのものとし、申請前六月以内に脱帽して撮影した正面上半身像で、裏面には、氏名および年令を記載すること。

証する書面

- 一 沖縄の電気事業法(一九五二年立法第三十九号)第五十二条の三の規定による電気工事に従事する者の免許を受けていることを証する書面
- 二 琉球政府が行なう講習で通商産業大臣が指定するものの課程を修了したことを証する書面

しなければならぬ。

第十條 法第十九条第一項の規定により電気工事士免状の交付を受けようとする者は、様式第八の免状交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき免状の種類および交付の手続)

(昭和四十四年六月二十三日)  
通商産業省令第百五十四号

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う通商産業省関係の特例に関する省令(抄)

琉通第

号

# 講習修了証

本籍

氏名

年 月 日生

あなたは、「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法」第19条に基づき、1971年9月6日から1971年9月11日までの間、琉球政府が実施した電気工事人の講習において、所定の課程を修了したことを証する。

1971年9月11日

行政主席 屋 良 朝 苗